

第3次久喜市障がい者計画・第7期久喜市障がい福祉計画・第3期久喜市障がい児福祉計画について

1 計画の位置付けについて

「第3次久喜市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置付けられ、本市の障がい者施策全般に係る総合的な計画です。

また、「第7期久喜市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や提供体制の確保に関する計画です。

「第3期久喜市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条第20項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付けられ、障がい児への福祉サービスの見込量や提供体制の確保に関する計画です。

2 計画の期間について

「第3次久喜市障がい者計画」は、久喜市の障がい者施策に関する中・長期的な計画として、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とします。

また、「第7期久喜市障がい福祉計画」及び「第3期久喜市障がい児福祉計画」は、それぞれの根拠法で定められた令和6年度から令和8年度の3か年を計画期間とします。

